

北海道科学大学短期大学部学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法に則り、学校教育法の定める短期大学として、広く知識を授けるとともに、深く自動車工学に関する専門の学芸を教授研究し、その応用能力と優れた人格を育成し、もって社会に有用な実践力に富む人材を養成することを目的とする。

(所 在 地)

第1条の2 本学は、北海道札幌市手稲区前田7条15丁目4番1号に置く。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 学科及び収容定員

(学科及び収容定員)

第3条 本学において設置する学科および収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
自動車工学科	—	100人

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することができない。

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を次の2期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項の学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(授業期間)

第7条 1学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休 業 日)

第8条 学年中、定期に授業を行わない日を次のとおりとする。ただし、第3号から第5号の休業日については、毎年度学年暦により定めるものとする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

- (2) 本学開学記念日 5月10日
- (3) 夏季休業
- (4) 冬季休業
- (5) 春季休業

2 学長は、前項の休業日を変更し、別に休業日を定めることができる。

第4章 教育課程

(教育課程)

第9条 教育課程は、本学及び学科の教育目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成する。

2 授業科目は、必修科目と選択科目に分け、これを各年次に配当する。

3 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位)

第10条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実技、実験および実験実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

第5章 履修方法及び卒業要件等

(単位の授与)

第11条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者に対しては、所定の単位を与える。

(学修の評価)

第12条 授業科目の成績評価は、秀(S:90点~100点)、優(A:80点~89点)、良(B:70点~79点)、可(C:60点~69点)、不可(D:0点~59点)に分け、可以上を合格とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第13条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う他の短期大学または大学の授業科目の履修を認め、修得した単位については30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3 第1項に規定する学生に関する必要な事項は、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第14条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて30単位を超えないものとする。

3 第1項に規定する単位授与に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第15条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学前に他の短期大学又は大学にお

いて履修した授業科目について修得した単位（第48条に定める科目等履修生により修得した単位を含む。）を入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、入学後の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第13条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて30単位を超えないものとする。この場合において第13条第2項において準用する同条第1項により本学において修得したものとみなす単位数をあわせる時は、45単位を超えないものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定するみなすことのできる単位又は与えることのできる単位に関する必要な事項は、別に定める。

（履修方法及び試験）

第16条 履修方法および試験等に関する必要な事項は、別に定める。

（卒業の要件）

- 第17条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、教育課程に定める授業科目を体系的に履修し、所定の単位を修得しなければならない。
- 2 卒業のために必要とする単位数は、必修科目及び選択科目について、合計62単位以上とする。

第6章 学位の授与

（学位授与）

- 第18条 学長は、前条の要件を満たした者に対し、卒業を認定し、卒業証書を授与するとともに、短期大学士（自動車工学）の学位を授与する。
- 2 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 入学、休学、退学及び除籍

（入学の時期）

第19条 入学の時期は、毎年4月とする。

（入学資格）

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- （2）通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- （3）外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- （4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- （5）専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、そのほかの文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- （6）文部科学大臣の指定した者
- （7）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程に

よる大学入学資格検定に合格した者を含む。)

- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第21条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第22条 前条の入学志願者に対しては、入学試験により選考を行う。

- 2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

(入学の手続き及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書及び本学所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して、入学を許可する。

(再入学)

第24条 本学に再入学を志願する者がいるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、審査のうえこれを定める。

- 3 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、保証人連署の願書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第26条 疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上修学することができない者は、保証人連署の願書を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第27条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、学長の許可を得て、さらに1年を限度として延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

- 3 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第28条 休学期間中にその事由が消滅したときは、保証人連署の願書を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者

- (2) 第27条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納めない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第8章 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料等の金額)

第30条 本学の入学検定料、入学金及び授業料の金額は、別表2のとおりとする。

(授業料の納付期)

第31条 授業料は、所定の期日までに納めなければならない。ただし、授業料は、年額を4月、9月の2回に分けて納めることができる。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料)

第32条 学年の途中で退学し、又は除籍された者は、その当該納付期分の授業料を納めなければならない。

2 停学期間中の授業料は、納めなければならない。

(休学の場合の授業料)

第33条 休学を許可され、又は命ぜられた者に対しては、休学期間中の授業料を免除する。

2 学年の途中で休学する者は、その当該納付期分の授業料を納めなければならない。

(復学の場合の授業料)

第34条 復学を許可された者は、その当該納付期分の授業料を納めなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第35条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期までの授業料を納めなければならない。

(納付した入学検定料等)

第36条 納付した入学検定料、入学金及び授業料は、原則として返付しない。

第9章 奨 学 金

(奨 学 金)

第37条 学長は、学生に奨学金を給付することができる。

2 奨学金に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 教職員組織

(教職員組織)

第38条 本学に、次の各号の教職員を置く。ただし、教育研究上の組織編成として適切と認められる場合には准教授、講師、助教、助手又は技術職員を置かないことができる。

- (1) 学 長（北海道科学大学長が兼務）
- (2) 教 授
- (3) 准教授
- (4) 講 師
- (5) 助 教
- (6) 助 手
- (7) 技術職員

(8) 事務職員

(9) その他必要な職員

2 本学には、次の職務を置く。

(1) 副学長（北海道科学大学長が指名する北海道科学大学の副学長が兼務）

(2) 短期大学部長

(3) 学科長

3 学長は、校務をつかさどり、本学教職員を統督する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

（非常勤教員及び非常勤技術職員の委嘱）

第39条 本学は、非常勤教員及び非常勤技術職員を委嘱することができる。

2 非常勤教員及び非常勤技術職員に関する必要な事項は、別に定める。

（客員教授等の委嘱）

第40条 本学は、客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）を委嘱することができる。

2 客員教授等は、専門の学術技能に秀で、人格識見ともに特に顕著な者から委嘱する。

3 客員教授等は非常勤とし、その服務及び委嘱等に関する必要な事項は、別に定める。

（名誉教授の称号授与）

第41条 本学に功労があった者又は学術上特に功績があった者には、名誉教授の称号を与える。

2 名誉教授の称号授与に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 教授会

（教授会）

第42条 本学に、教授会を置く。

（教授会の構成）

第43条 教授会は、学長及び教授をもって構成する。

2 学長が必要と認めるときは、教授以外の教職員を出席させることができる。

3 学長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、あらかじめ学長が指名した教授にその職務を代行させることができる。

4 教授の3分の1以上が請求するときは、学長は教授会を招集しなければならない。

（教授会での審議）

第44条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたりその内容を審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び組織の長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 委員会

(委員会)

第45条 本学に、大学の運営を適正かつ円滑に行うため、各種の委員会を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 研究生、特別聴講学生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第46条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第47条 他の短期大学又は大学の学生が本学の授業科目を履修することを志願したときは、選考のうえ、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第48条 本学において、本学の学生以外の者が1つ又は複数の授業科目を履修することを志願したときは、教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 附属施設

(附属施設)

第50条 本学に、図書館を置く。

2 附属施設に関する必要な事項は、別に定める。

第15章 厚生、保健施設

(厚生、保健施設)

第51条 本学に、厚生、保健施設を置く。

2 厚生、保健施設に関する必要な事項は、別に定める。

第16章 公開講座

(公開講座)

第52条 本学に、公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第17章 学生の諸活動

(学生の諸活動)

第53条 学生は、正課以外に諸活動を行うことができる。

2 学生の諸活動に関する必要な事項は、別に定める。

第18章 環境施設等の維持保全

(施設の維持保全)

第54条 学生は、学内の良好な環境の維持向上に努め、施設、設備、備品等の使用にあたっては故意に破損、滅失する等の行為があってはならない。

2 施設、設備、備品等の管理に関する必要な事項は、別に定める。

第19章 賞 罰

(表 彰)

第55条 学長は、次の各号の一に該当する者を表彰することができる。

- (1) 学業成績の優秀な者
- (2) 研究業績の顕著な者
- (3) その他学生の模範となる行為のあった者

(罰 則)

第56条 学長は、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を懲戒する。

2 前項の懲戒は、次の各号の3種類とする。

- (1) 譴 責
- (2) 停 学
- (3) 退 学

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の規則に著しく違反した者
- (4) 本学の秩序を乱し、又は著しく名誉を傷つけた者
- (5) その他学生としての本分に著しく反した者

4 賞罰に関する必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 本則は、昭和28年4月1日から施行する。
- 2 本則中の改正は、昭和34年4月1日から施行する。
- 3 本則中の改正は、昭和38年4月1日から施行する。
- 4 本則中の改正は、昭和38年6月1日から施行する。
- 5 本則中の改正は、昭和38年7月1日から施行する。
- 6 本則中の改正は、昭和39年4月1日から施行する。
- 7 本則中の改正は、昭和40年4月1日から施行する。

- 8 本則中の改正は、昭和42年4月1日から施行する。
- 9 本則中の改正は、昭和50年4月1日から施行する。
- 10 本則中の改正は、昭和51年4月1日から施行する。
- 11 本則中の改正は、昭和52年4月1日から施行する。
- 12 本則中の改正は、昭和53年4月1日から施行する。
- 13 本則中の改正は、昭和54年4月1日から施行する。
- 14 本則中の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 15 本則中の改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- 16 本則中の改正は、昭和57年4月1日から施行する。
- 17 本則中の改正は、昭和58年4月1日から施行する。
- 18 本則中の改正は、昭和59年4月1日から施行する。
- 19 本則中の改正は、昭和60年4月1日から施行する。
- 20 本則中の改正は、昭和61年4月1日から施行する。

ただし、第2条に規定する学生定員は、昭和75年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	年 度	昭和61年度		昭和62年度 ～昭和74年度		昭和75年度	
		入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
自動車工業科第一部		450人	750人	450人	900人	300人	750人
自動車工業科第二部		100人	200人	100人	200人	100人	200人
工業経営科		150人	250人	150人	300人	100人	250人

- 21 本則中の改正は、昭和62年4月1日から施行する。
ただし、第24条の改正は昭和62年度第1年次生より適用する。
- 22 本則中の改正は、昭和63年4月1日から施行する。
ただし、第26条に基づく別表第6は昭和63年度入学生から適用する。
- 23 本則中の改正は、昭和64年4月1日から施行する。
ただし、第2条に規定する学生定員は、昭和75年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	年 度	昭和62年度 ～昭和74年度		昭和75年度	
		入学定員	総 定 員	入学定員	総 定 員
自動車工業科第一部		450人	900人	300人	750人
自動車工業科第二部		100人	200人	100人	200人
情報経営システム学科		150人	300人	100人	250人

なお、改正条項は、昭和64年度入学生から適用する。

- 24 本則中の改正は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第27条に基づく別表第6及び第45条は、平成元年度入学生から適用する。
- 25 本則中の改正は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第18条に基づく別表第1、別表第2、別表第3並びに第25条の改正は、施行日現在2年次に在籍する者には適用しない。また、第27条に基づく別表第4、別表第6の改正は、平成元年度以前の入学生には適用しない。
- 26 本則中の改正は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第18条に基づく別表第2及び第27条に基づく別表第6の改正は、平成2年度以前の入学生には適用しない。
- 27 本則中の改正は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第2条に規定する学生定員は、

平成12年度までの間は次のとおりとする。

学 科	年 度	平成4年度 ～平成11年度		平成12年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
自動車工業科第一部		420人	840人	270人	690人
情報経営システム学科		130人	260人	80人	210人
電子機械工学科		50人	100人	50人	100人
自動車工業科第二部		100人	200人	100人	200人

なお、第29条に基づく別表第7の改正は、平成3年度以前の入学生には適用しない。

28 本則中の改正は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第18条に基づく別表第1、別表第2及び別表第4並びに第29条に基づく別表第5及び別表第7の改正は、平成4年度以前の入学生には適用しない。

また、第20条の改正は、電子機械工学科には適用しない。

29 この学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第18条に基づく別表第1、別表第2及び別表第3並びに第29条に基づく別表第6及び別表第7は、平成5年度以前の入学生については、なお従前の例によるものとし、第20条及び第27条第4項は、電子機械工学科の平成5年度以前の入学生については、なお従前の例による。

30 この学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第18条に基づく別表第1、別表第2及び別表第3並びに第29条に基づく別表第7は、平成6年度以前の入学生については、なお従前の例による。

31 この学則の改正（第29条、別表第5入学検定料）は、平成7年9月1日から施行する。

32 この学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第18条に基づく別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4並びに第29条に基づく別表第6及び別表第7は、平成7年度以前の入学生については、なお従前の例による。

33 この学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第18条に基づく別表第1及び別表第4並びに第29条に基づく別表第6及び別表第7は、平成8年度以前の入学生については、なお従前の例による。

34 この学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第18条に基づく別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4並びに第29条に基づく別表第7は、平成9年度以前の入学生については、なお従前の例による。

35 この学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第18条に基づく別表第1、別表第2及び別表第3並びに第29条に基づく別表第7は、平成10年度以前の入学生については、なお従前の例による。

36 この学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条に規定する学生定員は、平成17年度までの間は次のとおりとする。

第3編短期大学部 1-04 学則

年度 学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
自動車工業科第一部	405人	825人	390人	795人	375人	765人	360人	735人	345人	705人	345人	690人
情報経営システム学科	125人	255人	120人	245人	115人	235人	110人	225人	105人	215人	105人	210人
電子機械工学科	50人	100人	50人	100人	50人	100人	50人	100人	50人	100人	50人	100人
自動車工業科第二部	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
合計	680人	1,380人	660人	1340人	640人	1,300人	620人	1,260人	600人	1,220人	600人	1,200人

36の2 改正後の第18条第3項別表第1及び別表第4は、平成11年度以前の入学生については、なお従前の例による。

37 この学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。

37の2 改正後の第18条第3項別表第1及び別表第4並びに第27条第2項は、平成12年度以前の入学生については、なお従前の例による。

37の3 改正後の第2条（付則36）に規定の期間付入学定員については、次の延長計画を廃止する。

学 科	延 長 計 画			
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
自動車工業科第一部	120人	105人	90人	75人
情報経営システム学科	40人	35人	30人	25人

37の4 改正後の第2条に規定の情報経営システム学科及び電子機械工学科については、学生の募集を停止する。

37の5 改正後の第18条第3項別表第1は、平成12年度以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、平成13年1月6日の省庁再編に伴う第8条及び第24条の大臣名称については、文部大臣から文部科学大臣に条文を整理する。

38 この学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第18条第3項別表第1並びに第29条別表第7は、平成13年度以前の入学生については、なお従前の例による。

39 この学則の第2条に規定の情報経営システム学科及び電子機械工学科は、平成14年7月30日をもって廃止する。なお、この学科の廃止に伴い、第1条、第2条、第18条、第27条及び第29条の条文並びに関連の別表を整理する。

40 （第12章 専攻科規定の追加）

この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

40の2 改正後の第18条第3項別表第1は、平成14年度以前の入学生については、なお従前の例による。

41 この学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第18条第3項別表第2は、平成15年度以前の入学生については、なお従前の例による。

42 この学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表第1及び別表第2並びに第28条第2項は、平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。

43 この学則の改正は、平成18年3月1日から施行する。

43の2 この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表第1は、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 44 この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表第1、別表第2及び第49条に基づく別表6並びに第50条第1項1号は、平成18年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 45 この学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第19条に基づく別表第1、別表第2及び第23条学修の評価、第28条第2項に基づく、卒業の要件並びに第49条に基づく別表第6、別表第7及び第50条第1項第1号は、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 46 この学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 47 この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 48 この学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 49 この学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条に規定の自動車工業科第二部及び第50条に規定の自動車工学専攻については、学生の募集を停止する。
- 49の2 第9条第3項に基づく別表1及び第12条は、平成25年度以前の入学生（施行日において第1年次に在籍する者を除く）については、なお従前の例による。
- 50 この学則の改正は、平成26年6月1日から施行する。（第14章 専攻科自動車工学専攻に係る規定の削除）
- 51 この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。（第3条に規定する自動車工業科第二部の廃止）
- 51の2 第13条第1項、第2項、第14条第2項、第30条に基づく別表2及び第56条に基づく別表4は、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 52 この学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第9条第3項に基づく別表1及び第54条第2項に基づく別表3は、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 53 この学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 54 この学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学生については改正後の学則第31条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 54の2 この学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。（平成29年4月1日から学生の募集を停止した専攻科車体工学専攻の廃止）
- 54の3 第9条第3項に基づく別表1、第12条、第15条第3項及び第17条第2項は、平成29年度以前の入学生（施行日において第1年次に在籍する者を除く）については、なお従前の例による。
- 55 この学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 56 この学則の改正は、2021年4月1日から施行する。

別表1 自動車工学科 教育課程表

分野系列	授 業 科 目	単位数		開設年次		備 考
		必修	選択	1年	2年	
基本 教育 科目	フレッシュマンセミナー	1		○		北海道科学大学との単位 互換科目は卒業要件単 位(選択)に充当する 科目及び配当分野は別 に定める 放送大学との単位互換 科目は卒業要件単位 (選択)に充当 基本教育科目分野 「入門線型代数」2単位 「経済学入門」2単位
	情報リテラシー	2		○		
	統計分析法		2		○	
	日本語表現法	2		○		
	英語	2			○	
	プロジェクトスキルⅠ	1		○		
	プロジェクトスキルⅡ		2		○	
	ビジネススキル	1		○		
	+Professionalセミナー	1		○		
専 門 教 育 科 目	二 級 自 動 車 整 備 士 認 定 科 目	基礎自動車工学	1		○	
		基礎自動車整備作業	1		○	
		機械製図	1		○	
		自動車材料	1			○
		エンジンⅠ	1		○	
		エンジンⅡ	1		○	
		エンジンⅢ	1			○
		電装Ⅰ	1		○	
		電装Ⅱ	1		○	
		電装Ⅲ	1			○
		シャシⅠ	1		○	
		シャシⅡ	1		○	
		シャシⅢ	1			○
		自動車法令	1		○	
		自動車検査	1			○
		故障原因探究Ⅰ	1		○	
		故障原因探究Ⅱ	1			○
故障原因探究Ⅲ	1			○		

分野系列		授 業 科 目	単位数		開設年次		備 考
			必修	選択	1年	2年	
専 門 教 育 科 目	備二級自動車整備士認定科目	自動車構造実験実習	3		○		
		自動車整備実験実習Ⅰ	3		○		
		自動車整備実験実習Ⅱ	3			○	
		自動車工学実験実習	3			○	
	工学基礎科目	基礎数理演習Ⅰ		2	○		
		基礎数理演習Ⅱ		2	○		
		図学		2	○		
		基礎工学実験		2	○		
		技術者の倫理		2	○		
	自動車工学科目	自動車走行性能		2		○	
		自動車の新技術	2			○	
		車体の損傷と修復	2			○	
		板金・塗装実習		2		○	
		自動車工学セミナーⅠ	2			○	
		自動車工学セミナーⅡ	2			○	
	機械工学科目	機械力学	2			○	
		材料力学	2			○	
		熱力学		2		○	
		機械設計とCAD		2		○	
		機械加工実習		2	○		
	マネジメント科目	民法総論		2	○		
		損害保険総論		2	○		
		自動車保険論	2			○	
		経営学概論	2			○	
		顧客サービス管理	2			○	
	卒業研究	自動車工学応用研究		4		○	
	合 計			48	32		

コース別必修科目

(他コースからの履修はできない)

自動車整備コース 「自動車の新技術」、「顧客サービス管理」

技術開発コース 「機械力学」、「材料力学」

損害保険コース 「車体の損傷と修復」、「自動車保険論」

マネジメントコース 「経営学概論」、「顧客サービス管理」

別表2 入学検定料、入学金及び学費

入学検定料

学 科 名	入学検定料
自動車工学科	30,000円

入学金及び学費（年 額）

学科名	費 目	入 学 金	授 業 料
自動車工学科		200,000円	1,100,000円